

地震から家族を守るため

住まいの耐震化を進めましょう

阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊により多くの尊い命が奪われました。家族の生命や財産を守るため、耐震改修をして住宅を補強しておくことが大切です。

耐震診断を受けましょう

昭和56年5月以前に建築された住宅は、阪神・淡路大震災では多くの被害が報告されました。耐震診断を受け、自分の住まいの状況を確認しましょう。

■対象となる住宅

- 次の条件を満たす市内の建物が対象となります。
- 昭和56年5月末までに建築確認を得て着工したもの
- 店舗併用住宅などの場合は、住宅として使用している部分が延べ面積の半分を超えているもの

※ ツーバイフォー住宅、丸太組工法や建築基準法第38条に規定する認定工法の住宅は対象外です。

■診断手数料

1棟あたり 3,000円
(木造戸建て住宅の場合)

■申込方法

診断を希望される方は、電話で①住所②氏名③電話番号④

診断希望の住宅の棟数を都市整備課までお知らせください。

住まいを丈夫にしましょう

耐震診断で修繕が必要な箇所が見つかった場合は、建築士等から専門的なアドバイスを受け、改修工事を行いましょう。

なお、「わが家の耐震改修促進事業」として、計画の策定、耐震改修工事をされる方に対して、県からの補助制度があります。また、加東市では、平成25年度から県補助制度を利用して耐震改修工事をされる方に、上乘せして補助を行う制度を創設し、安全安心な住まいづくりを支援しています。補助制度の利用をご希望の方は、都市整備課までお問い合わせください。

■補助額

- 県 1件あたり最大90万円
 - 市 1件あたり最大30万円
- ※ 県の補助を受け耐震改修工事を実施される方のみ

問い合わせ

兵庫県建築指導課
建設部都市整備課
☎078・362・4340
☎48・3463 (滝野庁舎)

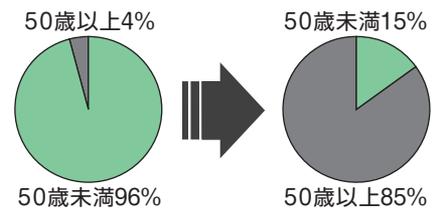
橋梁長寿命化修繕計画策定

市が管理している橋長2メートル以上の道路橋は278箇所あり、うち建設から50年を経過した高齢橋梁は現在10橋で、約4%ですが、25年後には235橋で、約85%となり、急速に高齢化が進みます。

今後増加が見込まれる橋梁の修繕、架替えに対応するため、計画的な補修による安全性の確保と、コスト削減を目的として、橋梁長寿命化修繕計画を策定しました。

計画に基づき、予防的な補修対策として、平成26年度から10年間で46橋梁の補修を行い、健全性を回復します。くわしくは市ホームページをご覧ください。

高齢化橋梁の分布の変化



問い合わせ 建設部土木課 (滝野庁舎) ☎48-3418

住宅の建築をお考えのみなさまへ！

市街化調整区域における建築制限の一部緩和

住宅を建築する際、所有している土地であればどこでも建築できるわけはありません。計画的なまちづくりをするために、農地等の自然環境を保全し、市街化を抑制する区域(市街化調整区域)では、建築行為には厳しい制限が設けられています。市では、県が創設した「特別指定区域制度」を利用して「地縁者の住宅区域」および「JR社町駅周辺区域」を指定しました。これにより、指定した区域内で住宅等の建築ができるようになっていきます。

地縁者の住宅区域

建築予定地のある周辺区域※1の市街化調整区域に通算して10年以上住んでいれば※2、自己用の住宅を建築することができます。土地の取得方法は、相続・売買等の別を問いません。※1「周辺区域」とは・・・住んでいた土地と同じ小学校区か、住んでいた大字に隣接する大字のことです。

※2「10年以上住んでいれば」とは・・・「生まれてから小学校卒業まで住んでいた」、「借家に10年間住んでいた」など、住んでいた時期は問いません。通算して10年以上居住していたことを住民票や戸籍附票等で確認できる方が対象です。

JR社町駅周辺区域

住宅や共同住宅、事務所、店舗等地域の活性化に役立つ建物を建築できる区域です。建築する方を特定することなく、加東市に居住したことがない方や法人でも建てることできます。

なお、それぞれの区域には良好な住環境を形成するためのルールが定められています。ルールおよび地区ごとの指定区域は、市ホームページで確認していただけます。

問い合わせ

建設部都市整備課(滝野庁舎) ☎48・3494